

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県迷惑行為防止条例

第一条中「公衆」を「県民、滞在者等」に改め、「及び暴力的不良行為」を削り、「県民」を「これらの者」に改める。

第三条第一項中「公共の場所又は公共の乗物において」を「正当な理由がないのに、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者に対し」に、「しゆう恥」を「羞恥」に改め、同項第二号及び第三号中「衣服等」を「通常衣服等」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「公共の場所又は公共の乗物において」を「前二項に規定する場所にいる者又は乗物に乗っている者に対し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、正当な理由がないのに、学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りする場所にいる者又はタクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物に乗っている者（前項に規定する者を除く。）に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- 一 拒まれたにもかかわらず、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れること。
- 二 通常衣服等で覆われている人の下着等を見ること。
- 三 通常衣服等で覆われている人の下着等の映像を見、又は記録する目的で、写真機等を設置し、又は通常衣服等で覆われている人の下着等に向けること。

第三条に次の一項を加える。

4 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所にいる者に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

一 当該状態である人の姿態を見ること。
二 当該状態である人の姿態の映像を見、又は記録する目的で、写真機等を設置し、又は当該状態である人に向けること。

第四条中「平成十二年法律第八十一号」の下に「。第五号において「法」という。」を加え、「及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く」を「を除き、第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る」に、「行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせて」を「行つて」に改め、同条第一号中「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所」を「住居等」に、「又はこれらの場所に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信をし、若しくはファクシミリ装置を用いた送信」を「ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等（法第二条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

第四条に次の二号を加える。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、画像、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正）

2 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号チ中「岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」を「岐阜県迷惑行為防止条例」に改める。

提 案 説 明

学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りする場所にいる者又はタクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物に乗っている者に対する卑わいな行為を禁止する等のため、この条例を定めようとする。